

所沢市有料広告審査会設置要綱

平成17年10月1日要綱

改正

平成21年3月23日

平成24年3月30日

平成25年3月29日

平成27年3月13日

所沢市有料広告審査会設置要綱

(設置)

第1条 所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン(平成17年10月1日施行)に基づき、市刊行物等広告媒体への有料広告掲載の可否等について審査するため、所沢市有料広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 有料広告掲載の可否に関すること。
- (2) 有料広告案の審査に関すること。
- (3) その他有料広告掲載に関すること。

(審査会の構成等)

第3条 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 経営企画部経営企画課長
- (2) 経営企画部広報課長
- (3) 総務部文書行政課長
- (4) 市民部市民相談課長
- (5) 産業経済部産業振興課長

2 経営企画課長は、会議を招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、経営企画部経営企画課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月13日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。